

菊川市地域おこし協力隊（ユースワーカー）募集要領

1 募集概要及び募集人数

<募集概要>

こども基本法の施行を受け、子ども・若者が自らの声をまちづくりに反映できる環境づくりが求められています。本市では、子ども・若者が主体的に地域と関わり、学び、育つまちを目指し、その参画を支援する人材として「ユースワーカー」を地域おこし協力隊の制度を活用して募集します。市外から本市に移住し、地域の教育・福祉・市民団体等と連携しながら、子ども・若者の社会参加を促す取り組みを企画・実施いただきます。地域と協働しながら新しい価値を生み出す意欲のある方の応募をお待ちしています。

<募集人数>

1名

2 協力隊員のミッション

- ・子ども・若者の声が政策や地域活動に反映される参加型まちづくりの推進
- ・教育機関と地域の連携を通じた多様な学び・育ちの支援体制の構築
- ・子ども・若者の地域参画を通じた、将来の地域担い手の育成と定着促進

3 活動内容（例）

- ・地域の課題や魅力について学ぶ「探究型学習」の企画・支援
- ・学校外での学びを支える企画の立案・運営
- ・中高生による地域イベントの企画・実施のサポート
- ・キャリア教育（地域の職業人との交流や職場体験等）のコーディネート
- ・地域に根ざした教材・教育プログラムの開発（郷土学習、地域史など）
- ・学校と連携した「生徒の声を聞くワークショップ」の企画と運営支援
- ・その他子ども・若者のまちづくりへの参画支援に関すること

※上記活動内容はあくまで一例です。着任後、事業計画を作成する中で、隊員の専門性や興味を活かした柔軟な活動設計が可能です。

4 任用形態・任用期間

- (1) 任用形態：菊川市地域おこし協力隊員として菊川市長が委嘱します。
- (2) 報酬等：隊員は活動の対価として毎月報酬の支払いを受けるものとします。市との雇用関係はありません。
- (3) 任用期間：委嘱の日から令和8年3月31日まで（年度ごとの更新制／最長3年間）
- (4) 兼業：協力隊としての活動に支障がない範囲で可能です。（要事前申請）

※活動実績が著しく不十分な場合など、協力隊員としてふさわしくないと判断される場合は、任用期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。

5 勤務地

菊川市役所東館2階 菊川市市民協働センター（静岡県菊川市堀之内61）
※活動の拠点として事務スペースをご用意していますので、必要に応じてご利用ください。地域内での移動や外部施設での活動も多く想定されます。

6 活動日数

活動時間の拘束はなく、自己裁量により活動していただきますが、月150時間程度の活動を想定しています。

7 待遇等

<活動報償費>

月額291,000円(定額)

※雇用契約ではないため、健康保険・年金はご自身で加入ください。

※活動日数によらず定額支給となります。ただし、活動日報等により活動実績を確認できない場合はこの限りではありません。

<活動経費>

以下の経費について、実費で支給します。(項目ごとに上限有)

(1) 住居借上料

月額50,000円(上限)

※住居は個人での契約となります。

※光熱水費や引越し代等については、自己負担となります。

(2) 車両使用料(使用経費及び燃料費)

月額15,000円(上限)

※活動に使用する車両は隊員が準備してください。

※活動に使用する車両の任意保険等は隊員が加入してください。

※活動中に発生した交通事故等の対応については、隊員が行ってください。

(3) 通信費等(情報発信端末使用料及び通信費)

月額10,000円(上限)

※パソコンや通信機器等は、隊員が用意してください。

(4) その他

・その他、対象となる活動経費は、例として以下に示すものとし、活動に際し必要な場合は市と協議の上、予算の範囲内で支給します。なお、支給には事前申請と領収書等の提出が必要です

(1) 活動旅費等、移動に要する経費

(2) 作業道具、消耗品に要する経費

(3) 関係者間の調整、住民や関係者との意見交換会、活動報告会に要する経費

(4) 研修に要する経費

(5) 定住に向けて必要となる研修、資格取得に要する経費

(6) 定住に向けて必要となる環境整備に要する経費

- (7) 外部アドバイザー招へいに要する経費
- (8) 活動に伴う損害保険、損害賠償保険の経費
- (9) その他、市長が認める経費

※事業収入を伴う経費、土地・建物の購入費、高額な物品購入費、個人の資産となる経費は対象外

8 応募条件

下記事項について、全ての要件を満たす人

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- (2) 3大都市圏及び都市地域等（注1）から、本市へ住民票を異動し居住することができる人

※住民票の異動は必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に異動した場合、応募資格を喪失し、採用取消となる可能性があります。

- (3) 普通自動車運転免許を取得しており、日常的な運転に支障のない人
- (4) 地域活動の活性化や維持等に地域住民と協調して、積極的に行動できる人
- (5) 協力隊員としての活動後、菊川市に定住しようとする意思がある人
- (6) 活動に関して市の条例及び規則を遵守できる人
- (7) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、柔軟な勤務時間や活動日程に対応できる人
- (8) パソコン（Word、Excel、メールなど）の一般的な操作ができる人
- (9) 暴力団員、暴力団関係事業者に関わりのない人

（注1）現在お住まいの住所が該当するかどうか、必ず事前にお問い合わせください。

9 協力隊員に求める人物要件

次のようなご経験や関心・意欲をお持ちの方を歓迎します。

- 教員免許をお持ちの方、または教育現場での勤務経験がある方
- 子ども・若者と関わる活動（学童、塾、ボランティアなど）に携わった経験がある方
- ワークショップやイベントの企画・運営が好きな方、得意な方
- 自分でプロジェクトを立ち上げたり、仲間と何かをつくるのが好きな方
- 教育や福祉、まちづくり、地域コミュニティに関心のある方
- SNSや動画、デザイン等、若者世代とのコミュニケーションツールに親しみのある方
- 職種や世代を超えた人との関係づくりを楽しめる方
- 子どもや若者の「やってみたい！」を引き出して応援できる方
- 正解のない課題にも、柔軟に取り組んでいける前向きな姿勢のある方

10 応募手続・選考方法

<応募期間>

令和7年7月14日（月）～8月15日（金）

<応募方法>

下記URLにアクセスし、応募フォームへ必要事項を入力のうえご応募ください。また、

応募の際には以下の書類のデータが必要となりますので、あらかじめご準備ください。

URL：<https://forms.gle/nGSDdikLXSgUJerc9>

【必要書類】

- ・住民票（画像データ）
- ・運転免許証（両面）（画像データ）
- ・顔写真（画像データ） スマートフォン等で撮影した写真で問題ございませんが、上半身のアップ等、顔がはっきり認識できるものをご用意ください。
- ・履歴書（Word） 様式は市HPからダウンロードいただけます。

※上記書類（住民票・免許証・顔写真）については、スマートフォン等で撮影した画像データを添付してください。撮影の際は、文字が判別できるようご注意ください。

<選考方法>

(1) 1次選考：オンライン面談【応募期間中 随時】

1次選考はオンライン面談にて実施いたします。ご応募から1週間以内に、面談日程の調整についてメールにてご連絡いたします。

(2) 現地視察【1次選考後 個別に日程調整】

選考の一環として、現地視察（半日程度）へのご参加を必須とさせていただいております。これは、地域の実情をご理解いただいたうえで着任いただくことが、着任後のミスマッチを防ぐうえで重要な要素であると考えているためです。なお、現地までの交通費および宿泊費等は、応募者ご自身のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※視察への参加が難しい場合は、ご応募をお控えいただく場合がございます。

(3) 2次選考：行政面談【9月17-18日】※いずれかの日に1時間程度

2次選考は、行政の募集担当課との対面による面談にて実施いたします。2次選考試験にかかる交通費および宿泊費等も、応募者ご自身のご負担となりますのでご了承ください。

(4) 選考結果の通知

最終結果報告は、2次選考終了後、2週間以内にメールにて通知いたします。

令和7年10月1日着任（委嘱）を想定していますが、最終的な着任時期は採用決定後に相談のうえ決定します。

<事前相談>

地域おこし協力隊への応募にあたり、お気軽に相談・質問いただけるようGoogleフォームをご用意しておりますので、必要に応じてご利用ください。

URL：<https://forms.gle/Tw5mJRcsGEpHcSfk8>

11 着任後の支援体制および活動管理

<支援体制>

着任後、希望する隊員は、活動費の範囲内で以下の研修を受講できます。

- 協力隊としての基礎的な知識や心構えを習得するための初任者研修
- 活動内容の整理や方向性の検討を目的とした事業計画策定支援講座
- 定期的な面談による伴走支援

<活動管理>

隊員の活動状況の把握および記録のため、以下のとおり報告書を作成いただきます。

- 隊員としての活動を行った日は活動日報を作成していただきます。
- 月ごとの活動内容をまとめた活動月報を、毎月10日までに市に提出していただきます。その際、当該月分の活動日報も併せて御提出ください。

○お問合せ先

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61

菊川市総務部 地域支援課 市民協働係（担当：戸塚）

電話：0537-35-0925 メール：chiiki@city.kikugawa.shizuoka.jp